

東京都知

記入例
※あくまで事例ですので、各施設の実績に合わせて記入及び申請をお願いします。

学校法人
都庁
学園

所在地・法人名・設置者名等は、印鑑証明書の記載と同様に記入。
印鑑は、印鑑証明書の印を押印（理事長（設置者）印+捨印）。

和●年●月●日

学校法人)
5桁

12345

1234567

いずれかに○

学校法人

志向園

個人立等

いずれかに○

新制度に移行しない幼稚園

新制度幼稚園

幼稚園型認定こども園（単独）

認定こども園（年齢区分）

認定こども園（並列）

認定こども園（併設）

印鑑証明書の印。
理事長・設置者名横の印も同様です。

法人・設置者所在地（印鑑証明書の住所）東京都新宿区西新宿2-8-1

法人・施設名学校法人 都庁学園

理事長・設置者名理事長 都庁 一郎

事務担当者都庁 花子

電話番号03-5321-1111

メールアドレス▲▲▲@●●●.co

学校法人
都庁
学園

申請する施設について、該当する区分に○印。

金額の頭に¥を記入。
訂正印、修正液等での修正は不可。
※Excelは自動表示のため入力不要

令和7年

補助金に係る交付

法人・施設名及び理事長・設置者名は必ず以下の通り記載してください。
<学校法人立>
学校法人 都庁学園 理事長 都庁 一郎
<宗教法人立>
宗教法人 都庁学園 代表役員 都庁 一郎
<個人立>
都庁幼稚園 都庁 一郎

このことについて、下記のとおり交付されるよう申請する。

1 補助金交付申請額

幼稚園等の正式名称を記入。

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	2	0	3	0	0	0	0	0

2 施設別補助金交付申請額

施設名	① 2時間の 預かり保育 円	② 3時間以上の 預かり保育 円	③ 早朝の 預かり保育 円	④ 春期休暇 円	⑤ 夏期休暇 円	⑥ 冬期休暇 円	⑦ 交付申請額 (①～⑥の合計) 円
都庁幼稚園	800.000	140.000	400.000	80.000	450.000	160.000	2.030.000
①～⑥の区分ごとの「1日当たりの平均園児数」により、要領の補助単価表から該当する単価を記入（別添1及び別添4参照）。							
合計	800.000	140.000	400.000	80.000	450.000	160.000	2.030.000

3 申請理由 預かり保育の充実・向上に資するため。

確認事項

要綱第3 2に該当すると認められる事実はありません。また、第8 3、第14及び第15の規定に異議なく応じます。
この補助金に申請する施設について、区市町村が実施する幼稚園型一時預かり事業の委託及び補助を受けません。

申請理由を記入。



印鑑証明書の印。

幼稚園番号	1	2	3
施設名	都		
事務担当者名	都		

この様式は施設ごとに作成します。

総額の内訳を記入。人件費以外にも預かり保育に要した経費があれば項目を書く。

区市から預かり保育の補助金を受け、都の補助金と同一の対象経費に充てるときは、区市の補助金交付（予定）額を記入。
この事例では、全て人件費に充てている。

4 施設別

(1) 補助金

④はマイナスにはならない（②－③）。

⑤は④よりも多くならない。

①	区 分	②	補助対象経費 円	③	補助金交付申請額 円	④	差引 (②－③) 円	⑤	区市預かり 保育補助金 交付(予定)額 円
	(総 額)		2,850,000		2,030,000		820,000		200,000
内	人件費		2,550,000		1,820,000		730,000		200,000
	消耗品費		300,000		210,000		90,000		0

②補助対象経費は、教育時間終了後の預かり保育、早朝保育、長期休暇（春・夏・冬）中の預かり保育に要した経費を合算して記入。経費は令和7年度を通じて要する費用見込みを算定すること。
★実費を徴収している場合（お菓子代等）はこの金額に含めない。
★区市の委託事業に要する経費は含めない。
★他の補助金等の対象経費は含めない（特に、新制度移行園においては、公定価格で措置されている経費を含めないこと）。

ア 区市預かり保育補助金の申請の有無（「○」で囲む）

イ 区市預かり保育補助金名称（アが「有」の場合のみ記入）

ウ 区市預かり保育委託事業の申請の有無（「○」で囲む）

エ 区市から預かり保育の補助や委託を受けている場合、それぞれ名称を記入（幼稚園型一時預かり事業を除く）。

(有)	・	無
新宿区預かり保育補助金		
(有)	・	無
新宿区預かり保育委託事業		

(注1) ②欄には、当該補助金の補助対象となっている「教育時間終了後2時間の預かり保育」、「教育時間終了後3時間以上の預かり保育」、「早朝の預かり保育」及び「長期休暇の預かり保育」に要した経費の合計額を記入すること。
また、人件費以外に支出した場合は、消耗品費など適宜区分を記入すること。

(注2) ②欄には、当該補助金の補助対象となっている「教育時間終了後2時間の預かり保育」、「教育時間終了後3時間以上の預かり保育」、「早朝の預かり保育」及び「長期休暇の預かり保育」に要した経費の合計額を記入すること。

(注3) ⑤欄には、今年度区市から預かり保育に関する補助金を受ける場合で、東京都の私立幼稚園預かり保育推進補助金と補助対象経費が重なるときに、その交付（予定）額を記入すること。

幼稚園番号	1	2	3	4	5	6	7
施設名	都庁幼稚園						
事務担当者名	都庁 花子						
電話番号	03-5321-1111						
メールアドレス	▲▲▲@●●●.com						

この様式は施設ごとに作成します。

(2) 補助事業内訳

※ 正規の教育時間(園則に定めている教育時間)

9	時	00	分	～	14	時	00	分
---	---	----	---	---	----	---	----	---

ア 教育時間終了後2時間の預かり保育の実施有無

☒ 有	☐ 無
1日当たりの平均園児数(教育時間終了後) 人	

※「平均園児数」は、平均預かり園児数確認表の人数を記入すること
(14人以下の場合は、「有」を○で囲み、人数は空欄)

令和7年度教育時間終了後及び早朝の平均預かり園児数確認表により、
教育時間終了後の「実施有無」及び「平均預かり園児数」を記入する。
ただし、教育時間終了後の平均園児数が14人以下の場合は、有に○をし、
人数は空欄。

14時～17時30分に教育時間終了後の預かり保育を実施している場合は、
2時間(14時～16時)を超える、
16時～17時30分の時間を記入。
ただし、1時間未満の端数は切り捨てて記載すること。

イ 教育時間終了後3時間以上の預かり保育を実施している時間

☒ 有	16	時	00	分	～	17	時	30	分	1	時間
☐ 無											

※2時間を超える部分の時間を記入すること
※教育時間の終了時刻と預かり保育の開始時刻が異なる場合は以下の欄に理由を記入

教育時間の終了時刻と預かり保育の開始時刻が異なる場合は理由を記入。

【例】
教育時間9時～14時
預かり保育14時30分～17時の場合
(理由)
14時～14時30分は降園バス待機時間であり、
預かり保育時間に含めないため

ウ 早朝の預かり保育を実施している時間

☒ 有	8	時	00	分	～	9	時	00	分
☐ 無									
1日当たりの平均園児数(早朝保育) 18 人									

※「平均園児数」は、平均預かり園児数確認表の人数を記入すること

1時間以上の時間帯を記入。
1時間未満の場合は、「無」に○をし、時間等は記入不要。

エ 長期休暇の預かり保育
(ア) 春期休暇の預かり保育
春休みは3月14日～4月6日だが、預かり保育は3月16日～4月3日に実施した場合

☒ 有	3	月	16	日	～	4	月	3	日	b=	12	日間
☐ 無												
1日当たりの平均園児数(春期) = c											8	人

※「平均園児数」は、平均人数

夏休みは7月12日～9月2日だが、預かり保育は7月14日～9月2日に実施した場合。

交付申請書4枚目の平均人数算出表「b」欄から転記
(春期5日、夏期15日、冬期4日以上が要件。時間や日数を満たさない場合、実績が0人の場合は「無」に○をし、日数等は記載不要。)

(イ) 夏期休暇の預かり保育

☒ 有	7	月	14	日	～	9	月	2	日	b=	23	日間
☐ 無												
1日当たりの平均園児数(夏期) = c											31	人

交付申請書4枚目の平均人数算出表「c」欄から転記。

平均人数算出表により求めた数値を記入

令和7年度の実績。冬休みは12月13日～1月5日、預かり保育を12月15日～19日、1月5日に実施した場合。

(ウ) 冬期休暇の預かり保育

☒ 有	12	月	15	日	～	1	月	5	日	b=	4	日間
☐ 無												
1日当たりの平均園児数(冬期) = c											20	人

※「平均園児数」は、平均人数算出表により求めた数値を記入すること

平均預かり園児数確認表

※提出の前にチェックしてください※
①この調査表の記入内容が確認できる長期休暇中の周知文書、保育日誌のコピー等を必ず添付してください（ただし、教育時間終了後及び早朝の周知文書及び日誌は不要です）。
②提出前に、記入内容と日誌等を照合し、合致することを必ず確認してください。

学校法人
都庁学園

印鑑証明書の印。

斜線・・・当該長期休暇以外の日（通常保育等）

この様式は施設ごとに作成します。
※長期休暇中の預かり保育を実施していない施設は、

この春期休暇の預かり保育は、令和7年3月～4月の実績です。
令和8年の3～4月の予定ではありませんのでご注意ください。

年長の在籍期間終了日と、年少の在籍期間開始日を記入してください（卒園日・入園日とは限りません）。
卒園式の後や入園式の前でも在籍していれば、実績人数に含めます。
しかし、在籍期間終了日以降の卒園児、在籍期間開始日以前の未入園児は、実績人数に含めません。

・預かり保育
・終業式
23日は実施を周知し、教員も配置していたが、園児が0人だった（実施日としてはカウント）。
※周知をしても教員を配置していない場合は実施日には含めませんのでご注意ください。
※職員を配置していたことがわかる資料をご提出ください。（例：配置職員を記録した日誌、シフト表 等）

日4時間に満たない日を含む。）

人数を合計

育にかかる周知文書・保育日誌等の写しを添付してください

工（ア）春期休暇の預かり保育												園長が修了を認めた日 （在籍期間終了日）				3月31日				園が入園を認めた日 （在籍期間開始日）				4月1日				幼稚園番号				1234567				施設名				都庁幼稚園	
		日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	延園児	べ数	預かり保育 実施日数				
令和7年3月	曜日	13日が終業式と卒園式で、14日から春休み																	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	①	80人	③ 9日		
	春期預かり園児数（R6年度）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	終業式			9			9				0	14		11	10	8		10	9							
令和7年4月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	3日まで春休みで、6日が始業式と入園式																月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	②		17人	④ 3日			
	春期預かり園児数（R7年度）	5	6	6			始業式	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/									
※交付年度の期首を含む春期休暇において、1日4時間以上の預かり保育を実施した日の預かり保育の実績人数を記入してください。 （令和7年3月～令和7年4月の実績）																																				春期合計		①＋②＝a		③＋④＝b	
※園が入園を認めた日（在籍期間開始日）以前の未入園児、園長が修了を認めた日（在籍期間終了日）以後の卒園児は、実績人数に含めません。 ※春休み期間以外は斜線を引いてください。終業式、始業式の日はその旨記入し、斜線を引いてください。																																				97人		12日間			

※少数点以下切捨て

1日当たりの平均園児数
 $c = a/b$

8人

(イ) 夏期休暇の預かり保育												終業式		7月 11 日		始業式		9月 3 日												施設名			都庁幼稚園																																																																	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	延園児数	預かり保育実施日数																																																																
7月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	①	④																																																																
月	土日及び8月4日～5日は預かり保育を実施しなかったので空欄。												終業式			30	38	36	31	29			31	33	38	31			30				①	④	327 人	10 日																																																														
8月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	②	⑤																																																																
月	夏期預かり園児数	32					28	33	30				25	夏期保育	夏期保育	夏期保育					29	30			35	29	30	35	30			②	⑤	366 人	12 日																																																															
9月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		③	⑥																																																																
月	夏期預かり園児数		32	始業式																												③	⑥	32 人	1 日																																																															
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において、1日4時間以上																																	※始業式が9月1日の場合には、③																																	※夏休み期間以外は斜線を引いてく																																
※夏期休暇において																																																																																																		

※少数点以下切捨て

1日当たりの平均園児数
 $c = a/b$

31人

(ウ) 冬期休暇の預かり保育																												施設名		都庁幼稚園																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		終業式					12月 12 日					始業式					1月 6 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

※少数点以下切捨て

1日当たりの平均園児数
 $c = a/b$

20人